

令和6年12月2日以降の医療機関等の受診方法

◆「現行の保険証(交付日が令和6年12月1日まで)」による受診◆

令和7年12月1日まで、現行の健康保険証を使用して医療機関等を受診できます。

デメリット

- 70歳以上の場合、「高齢受給者証」も必要となります。
- 高額療養費に該当する場合、「限度額適用認定証」が必要となります。

◆「マイナ保険証」による受診◆

マイナ保険証(健康保険証として登録したマイナンバーカード)を使用して受診できます。

メリット

「高齢受給者証」も「限度額適用認定証」も不要です。

◆「資格確認書」による受診◆

健康保険証、マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書を使用して医療機関等を受診できます。

デメリット

- 70歳以上の場合、「高齢受給者証」も必要となります。
- 高額療養費に該当する場合、「限度額適用認定証」が必要となります。

◆「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」による受診◆

オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等にて受診する場合や、カードリーダーが不具合等により使えない場合に医療機関等を受診する場合、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ(スマホの資格情報画面でも可)」で受診できます。

デメリット

- 70歳以上の場合、「高齢受給者証」も必要となります。
- 高額療養費に該当する場合、「限度額適用認定証」が必要となります。